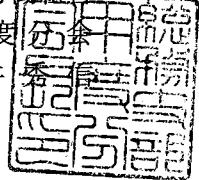


2017年12月19日

大阪府総務部庁舎管理課
課長 山本 賢次 様

自治労大阪府職員労働組合
総務支部 用度分会
分 会 長 駒 井 伸 一


2018年度 用度分会要求書

日頃の地方自治確立に向けた取り組みと、健全な府政運営に御尽力なされておられる事に対し、心より敬意を表します。

私たち用度分会に結集する組合員は、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行すべく日々奮闘致しております。

公務員としての自覚と責任を前提に、現場の持つ専門性や現場力を遺憾無く發揮し、職務に邁進できる職場確立のため、自らの労働条件について下記の要求を行いますので、誠意をもって対応されるよう願いたい。

記

- 従前からの労使慣行を尊重し、労働条件の改変については事前協議制を遵守し、遅滞なく協議を行い、一方的実施は行わないこと。
- 時間外勤務の縮減を図ること。

要望事項

- 時間外命令のない業務を黙認することのないようにすること
- アウトソーシングを検討する場合、その他すべての理由により勤務・労働条件に変更が伴う場合には、事前に協議を行うこと。

要望事項

- 新別館においては、各部局等の執務室やサテライトオフィスの移転等により庁舎としての役割が大きくなっている現状を鑑み、必要な場合に守衛業務が適切に執行できるよう、新別館のあり方と守衛業務上の課題整理を講じること。
 - 施設の新・改装に伴う業務のあり方について労働条件の変更が伴う場合は、基本構想の段階から情報提供を行うこと。
 - 咲洲庁舎における勤務・労働条件についても、十分な協議を行うこと。
- 各職場の業務量、業務内容に見合った人員配置を行うこと。また、職員の退職や異動がある場合は、人員の速やかや補充を行い、職員の勤務・労働条件の低下を招くことがないよう努めること。

要望事項

- 特に庁舎管理 G 守衛職員は、従来からの技能労務職員不補充等により人員体制が厳しい中、将来を見据えた業務改善を繰り返し、新たな取組みも行っています。このような取り組みに対し、課として必要な努力を講じ一体感のある業務体制を図ること。
- 大阪府公館一般公開にかかる一連の事業を十分に把握し、その社会的必要性や技能労務職員の業務のあり方を再検証し、人員および予算等において必要な措置を講じること。

5. 限られた人員体制の状況においても業務が円滑に遂行できる体制を構築できることを努めること。

要望事項

- ① 限られた人員体制にあっても、課全体、各 G の業務が効率よく遂行できるよう、職場環境の整備に努めること。
- ② 府の施策として取り組んでいる業務については、職種・職階・グループを問わず、課全体で協力できる体制の整備に努めること。
- ③ 庁舎室庁舎管理課に所属する技能労務職において、「技能労務業務のあり方に関する基本的な考え方について」を鑑み、方向性を示すこと。

6. 各職場の労働安全対策の徹底に努めること。

確認事項

- ① 本館南門建物内階段に手すりがなく、高齢者や体の不自由な方が非常に苦労されているが、課としてどのように考えているのか。

以上